

2006年4月25日

各 位

会 社 名 K D D I 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 会 長 小 野 寺 正
(コード番号：9433 東証1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 ・ 人 事 本 部 長 大 島 進
(TEL. 03-6678-0719)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成18年6月15日開催予定の当社株主総会に、下記のとおり提案することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更理由

- (1)「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号)が施行されたことに伴い、「貨物運送取扱事業法」の法律名称及び用語が変更されたことから、第2条(目的)の修正を行うものであります。
- (2)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」という)が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
 - ②会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条及び第133条第3項並びに「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項及び第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ④会社法第310条及び会社法施行規則第63条第5項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
 - ⑤会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑥定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、旧商法の用語を会社法で

使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更や字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

⑦会社法施行に伴い端株制度が廃止となり、整備法第86条において端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて附則を設けるものであります。

(3)上記の変更に伴う条数の繰り下げ等条文の整備及び一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月15日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月15日（木曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (26) <u>貨物運送取扱事業法</u>に基づく第1種利用運送事業</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、事故 その他やむを得ない事由により<u>電子公告による</u>ことができ ないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、7,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定によ り、取締役会の決議<u>をもって</u>、自己株式を取得するこ とができる。</p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (26) <u>貨物利用運送事業法</u>に基づく第1種<u>貨物利用運送事</u> <u>業</u></p> <p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置</u> <u>く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする</u>。ただし、事故 その他やむを得ない事由によつて<u>電子公告による公告を</u> <u>することができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行 <u>う。</u></p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、7,000,000株とする。</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役 会の決議によつて<u>市場取引等により自己の株式</u>を取得す ることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>第7条（端株の買増請求）</u> <u>当社の端株を有する者は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を当社に対し売渡すことを請求することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第8条（基準日）</u> <u>当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2. 前項その他本定款に定めのあるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき者とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第9条（株式取扱規則）</u> <u>当社の株券の種類、株券の分割・併合・再発行に関する手続き及び株式の名義書換その他株式に関する取扱並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第9条（株式取扱規則） <u>当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>第10条（名義書換代理人）</u> <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株式の名義書換、端株原簿及び実質株主名簿への記載又は記録並びに株券喪失登録手続その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条（株主名簿管理人） <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p><u>第11条（招 集）</u> <u>当社の定時株主総会は、毎決算期後3か月以内に招集する。</u></p>	<p>第11条（招 集） <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. 前項のほか、必要がある<u>ときは</u>、<u>随時に</u>臨時株主総会を招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第12条 (記載省略)</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定</u>によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第15条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、他の株主を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 前項のほか、必要がある<u>場合には</u>、臨時株主総会を招集する。</p> <p><u>第12条 (定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもつて、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定め</u>による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、<u>当社の議決権を行使することができる他の株主1名</u>を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p><u>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第16条 (記載省略)</p> <p>第17条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会でこれを選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. 増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第19条 (役付取締役の選任並びに最高顧問及び相談役の委嘱) 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長若干名を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、最高顧問及び相談役を委嘱することができる。</p> <p>第20条 (代表取締役) 取締役社長はこれを代表取締役とする。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議をもって、取締役の<u>なかから</u>代表取締役を定めることができる。</p> <p>第21条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>第22条 (記載省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (役付取締役の選定並びに最高顧問及び相談役の委嘱) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、最高顧問及び相談役を委嘱することができる。</p> <p>第22条 (代表取締役) 取締役社長はこれを代表取締役とする。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役の<u>中から</u>代表取締役を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>第23条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第23条 (記載省略)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>第25条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会でこれを選任する。 2. 前項の選任決議については、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>第26条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第27条 (常勤監査役) 監査役は、その<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>第28条 (監査役の報酬) 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>第29条 (記載省略)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>第31条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって<u>決算期</u>とする。</p>	<p><u>第25条 (取締役会の決議の省略)</u> 当社は、取締役の全員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会<u>の決議によって選任する</u>。 2. 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>第29条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>第30条 (常勤監査役) 監査役会は、その<u>決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>第31条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会<u>の決議によって定める</u>。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (事業年度) 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第32条（利益配当金） <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年3月31日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>第33条（中間配当） <u>当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年9月30日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定にもとづく金銭の分配（中間配当）をすることができる。</u></p> <p>第34条（配当金等の除斥期間） <u>利益配当金及び中間配当金が支払提供の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> （新 設）</p>	<p>第35条（期末配当金） <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>第36条（中間配当金） <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。</u></p> <p>第37条（期末配当金等の除斥期間） <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>（附則）</u></p> <p>第1条 <u>当社の端株を有する者は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を当社に対し売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第2条 <u>当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の端株原簿の作成及び備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第3条 <u>当社の端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p><u>第4条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、期末配当金を支払う。</p> <p><u>第5条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p><u>第6条</u> 附則第1条乃至本条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</p>